

第8章

香港

知的財産

香港における知的財産法制は、中国返還前のイギリス統治時代にTRIPS協定に整合的になるよう整備を完了し、2000年6月にはTRIPS理事会において協定の実施レビューを受ける等、制度整備面からはその取組は評価できる。他方、模倣品・海賊版等の不正商品の流通という観点からは、国際的な通過点とならないよう取締りを強化するなど、運用面での取組の改善が必要である。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の取締りといった制度の運用面については、我が国産業界から、香港を経由して中国の模倣品・海賊版が輸出される事例の存在が報告されており、知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、運用面での取組について、注視していく必要がある（第2章「ASEAN諸国」の「[1] アジア諸国全般」を参照）。